

何でも相談



Q. 「改正 NPO 法成立」で、今までと何が変わるのですか？



2011年6月15日、衆議院本会議において「特定非営利活動促進法(NPO法)」の改正案が全会一致、全員の賛成で可決、成立し、2012年4月より施行されることになりました。

＝改正の主な内容＝

◎特定非営利活動法人(NPO法人)制度の改正

- ・活動分野に3分野を追加
 - ①観光の振興を図る活動
 - ②農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
 - ③都道府県・政令市の条例で定める活動
- ・内閣府の認証事務をなくし、認証は主たる事務所の都道府県・政令市に移管
- ・会計書類を「収支計算書」から「活動計算書」に名称変更
- ・解散時の公告回数を削減
- ・定款変更の届出事項を追加 他

◎認定NPO法人制度の改正

- ・認定NPO法人制度をNPO法に盛り込む
- ・認定機関をを国税庁から都道府県・政令市に移管
- ・「仮認定制度」を導入

法律が無ければ活動できないという事ではありませんが、「信頼や共感」を得るための大きな柱である法律が改正され、団体にとってより活動しやすくなるのではないのでしょうか。

詳しい内容については、次年度に再度お知らせします。

◆◆住民活動支援センターからのお知らせ◆◆

「住民活動ふれあいまつり2011」参加団体のための支援が始まります！

①模造紙 2 枚まで無料配布

団体の活動目的や内容、活動日等を写真等でわかりやすくパネルにして展示しましょう。

来場者に、団体の活動をアピールし会員を増やしましょう。

②印刷製版 1 枚無料(用紙は、団体で持ち込み)

団体の活動を紹介したチラシ等を作成し、まつり当日来場者に配布しましょう。

※模造紙、印刷に関しては、**9月1日(木)** から利用可能です。
詳しいことに関しては、支援センター事務局にお問合せ下さい。

Tel 80-1733